資料　1

新たな取組み等の概要紹介

平成26年5月16日
熊本市健康福祉子ども局
障がい保健福祉課

資料１－１
H26.5.16

「熊本市障がい者プラン」中間見直し及び「熊本市障がい福祉計画（第４期）」策定に当たっての基本的な考え方

1　全体的事項

○「熊本市障がい者プラン」と「熊本市障がい福祉計画」の一体的策定

「障がい者プラン」と「障がい福祉計画（第４期）」を同時期に見直し・策定の作業を行い、体裁として両計画を包含する一体的計画（「熊本市障がい者サポート総合計画」（仮称））として整理する。

○内容については、熊本市障害者施策推進協議会にて審議を行うとともに、熊本市障がい者自立支援協議会での意見聴取を行う。

2　熊本市障がい者プランについて

今般の改定は中間見直しであることから、基本的には現行プランの内容を踏襲し、そのうえで、新たな法制度やニーズなどの環境変化を確認し、必要な追記・修正等の一部変更を図る。

〔中間見直しのポイント〕

○重点施策の見直し

現在の重点施策に掲げる事項を中心に、他の施策・事業と一体的に取組みを考えることが必要な事項について、施策横断的な観点から再整理する。

例．●理解促進、就労支援などの社会参加促進（社会参加促進プロジェクト）

●生涯を通じた支援―福祉と教育の連携強化（福祉と教育のシームレスプロジェクト）　など

3　熊本市障がい福祉計画（第４期）について

基本的には、国から示される基本指針に即した策定を行う。

基本指針については、現在、国の「社会保障審議会障害者部会」で見直しについて審議中であるが、主なポイントとして次の３点が挙げられている。

〔国における基本指針の見直し主なポイント（近日告示予定）〕

○計画の作成プロセスに関する事項：PDCA サイクルの導入

「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表等

○個別施策分野①：成果目標に関する事項

・福祉施設から地域生活への移行促進（継続）

・精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）

・地域生活支援拠点等の整備（新規）

・福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

○個別施策分野②：その他

・障害児支援体制の整備（新規）

・計画相談の連携強化、虐待防止　等

4　スケジュール

時期（予定）	内容
H26.5	庁内検討会議の開催
H26.6下旬	障がい児・者の基礎調査 事業者の基礎調査
H26.7～8	特別支援学校への進路（障害福祉サービス利用）希望調査
H26.9	第1回障害者施策推進協議会
H26.11	第2回障害者施策推進協議会　及び　第3回自立支援協議会
H26.12	パブリックコメント
H27.2	第3回障害者施策推進協議会
H27.3	熊本市障がい者サポート総合計画（仮称）決定

Ⅰ 重症心身障がい児（者）生活調査の結果について

資料1－2
H26.5.16

1 調査目的

重症心身障がい児者の生活実態やニーズを把握し、重症心身障がい児者に関する支援策の検討のための基礎資料を得ること。

2 調査の対象者

本市内に住所等を有する者であって、身体障害者手帳（肢体不自由）1級または2級かつ療育手帳A1またはA2のいずれの手帳を所持者するもの。

（調査対象者数：449人）

3 調査の方法

○ アンケート調査表を郵送し、調査票に記入の上、郵送にて返信。

○ 調査対象者のうち訪問による調査を希望された者に対し、本市職員による訪問調査を実施。

4 調査期間

○ アンケート調査：平成25年8月29日～9月13日

○ 訪 問 調 査 ：平成25年9月17日から2週間程度

5 有効回収数

調査票発送者数449人のうち、310人（有効回収率：69．0%）

Ⅱ 重症心身障がい児(者)の全体的状況

(1) 医療的ケアが必要な方に関する現状
○医療的ケアが必要な者については、127人であり、そのうち在宅が81人と63.8%を占めており、施設入所が46人であることを踏まえると、在宅に医療的ケアを必要とする者が多い。
○さらに、在宅の医療的ケアが必要な者(81人)について、18歳未満及び18歳以上はそれぞれ49人、32人と18歳未満が18歳以上よりも多い一方、施設入所の者(46人)について、18歳未満及び18歳以上はそれぞれ7人、39人であり、18歳未満は在宅に多く、18歳以上は施設入所が多い。
○また、在宅の医療的ケアが必要な者のうち、より濃厚な医療的ケアを必要とする「超重症児(者)」及び「準超重症児(者)」がそれぞれ24人、17人であり、施設入所における「超重症児(者)」及び「準超重症児(者)」はそれぞれ4人、10人であることを踏まえると、在宅に濃厚な医療的ケアを必要とする者が多い状況がある。
○さらに、在宅の医療的ケアが必要な者であって、より濃厚な医療的ケアを必要とする「超重症児(者)」及び「準超重症児(者)」については、18歳未満がそれぞれ14人、10人、18歳以上が10人、7人である一方、施設入所の医療的ケアが必要な者であって、より濃厚な医療的ケアを必要とする「超重症児(者)」及び「準超重症児(者)」については、18歳未満がそれぞれ3人、1人、18歳以上が1人、9人であり、在宅の「超重症児(者)」及び「準超重症児(者)」が施設入所の「超重症児(者)」及び「準超重症児(者)」より多い状況がある。

(2) 医療的ケアは必要ない方に関する現状
○医療的ケアは必要ない者については、183人であり、そのうち在宅が134人と73.2%、施設入所が49人と36.6%であり、在宅が7割強を占める。
○行動障がいのある者(1点以上)(93人)は、18歳未満が28人、18歳以上が65人であり、18歳以上が多く、18歳未満は全て在宅であり、18歳以上は在宅が34人、施設入所が31人であり、在宅の割合が高い。
○強度行動障がい判定別にみると、20点以上(特別処遇の対象)は12人、10～19点(強度行動障がい)は22人、1～9点は59人であり、行動障がいのある者は(1点以上)は93人と50.8%を占めており、そのうち強度行動障がいのある者(10点以上)は34人と18.6%を占めている。
○強度行動障がいのある者(10点以上)は34人、18歳未満が12人、18歳以上が22人であり、18歳未満は全て在宅であり、18歳以上は在宅が13人、施設入所が9人であり、在宅の割合が高い。

Ⅲ 調査結果を踏まえた主な論点について

○　医療的ケアが必要な方が127人存在し、在宅に81人。さらに、そのうち濃厚な医療的ケアを必要とする「超重症心身障がい児・者」及び「準超重症心身障がい児・者」がそれぞれ24人、17人存在。

○　在宅の方で、主たる介護者・看護者が介護・看護を始められての期間については、「5年以上」が163人（75.8%）であり、介護・看護の期間は長期化しており、入浴介助など介護・看護の負担感が高い。

⇒ **医療的ケアが必要な方への支援策及び在宅の家族に対する負担軽減策をどうするか。**

○　医療的ケアは必要ない方については、「行動障がいがある」は93人（51%）と5割強を占めており、そのうち在宅の方が52人存在。

⇒ **行動障がいのある方に対する支援策をどうするか。**

○　相談先が分散しており、それぞれの担当分野ごとの相談している傾向が見られ、医療・保健、福祉が連携し統合的にサービスが確保される必要があるのではないか

⇒ **統合的に相談やサービスのコーディネートをする体制をどうするか。**

○　医療的ケアを行える人材等を求める声がある。

⇒ **医療的ケアを行える人材等の確保・育成策をどうするか。**

Ⅳ 平成26年度の取り組みについて

○重症心身障がい児・者については、医療・保健・福祉などのそれぞれの分野の連携により一体的な支援が必要である。

○これを踏まえ、平成25年度「熊本市重症心身障がい児等在宅支援検討会」を設置し、調査を実施するとともに、課題の整理等を行ったところであるが、当検討会は医療・保健・福祉などのそれぞれの分野の連携を図る総合的な支援体制の構築もその役割であったところ。

○今後、この総合的な支援体制の構築を図るための関係者の更なる連携を強化する観点から、当検討会を改組し、本年度、新たに医療・リハビリテーション関係者からなる「熊本市重症心身障がい児等在宅支援推進会議」を設置することとしている。

○この推進会議において、具体的には、本市における重症心身障がい児・者等への本市及び関係者による総合的な支援体制の整備とともに、本年度行うこととしている「障がい者プラン」の中間見直し及び「第4期障がい福祉計画」の策定において、地域生活支援策の更なる向上策の検討を行う。